

①国名	Republic of Kenya (KE) (ケニア共和国)				
②名称	Ministry of Trade and Industry / Kenya Industrial Property Institute (KIPI)				
③所在地	KIPI Centre 17 Kabarsiran Avenue, Off Waiyaki Way Lavington Nairobi				
④連絡先	(電話) (254) 020 6002210/11		(FAX) (254) 20 600 6312		
	(E-mail) info@kipi.go.ke		(internet) www.kipi.go.ke /		
⑤組織の長	Acting Managing Director: Mr. John Onyango				
⑥沿革	<p>(1) ケニアにおける商標の保護は、1938年の連合王国商標法に倣った商標法により行なわれた。この商標法は1965年に改正され、イギリス商標法とは別個のケニア商標法が制定された。その後、1994年の改正によりサービスマークの保護が行なわれるようになった。</p> <p>(2) ケニアにおける特許の保護は、連合王国における特許の登録のみによるものであった。特許が登録された場合には、連合王国特許証の発行日から3年以内にケニア特許登録局に出願しなければならなかった。この出願により連合王国特許はケニア特許登録局に登録され、連合王国特許と同一期間についてケニアにおいて効力を有することになった。</p> <p>(3) 1989年には特許、実用新案及び意匠に関する工業所有権法(1990年IPA)が制定され、1990年2月2日に施行された。このIPAは、全ての特許出願を審査し、全ての審査過程の終了後に登録することが定められていた。また、このIPAは、年金の支払いについても定められていた。IPAに基づき登録された特許の保護期間は、17年であった。</p> <p>(4) 上記のIPAは2001年に廃止されて新IPAに置換えられ、これにより特許の保護期間は20年に修正された。この新IPAは、意匠及び実用新案の出願及び審査についての規程を含んでいる。この新IPAによる保護期間は、意匠が出願日から15年、実用新案が出願日から10年である。また、この意匠及び登録実用新案については、年金の支払いは規定されていない。</p> <p>(5) ケニア工業所有権庁(KIPO)は、2007年法律No.7により「ケニア工業所有権協会(KIPI)」に改組された。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、原産地表示、半導体の回路配置の保護、伝統的知識、 種苗及び植物品種				
⑩加盟条約	WIPO 1971/10/5	ベルヌ 1993/6/11	ブリュッセル 1979/8/25	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック) 1982/9/25	パリ 1965/6/14	PLT	レコード保護 1976/4/21	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章) 1998/6/26	マドプロ 1998/6/26	PCT 1994/6/8	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/1/1		

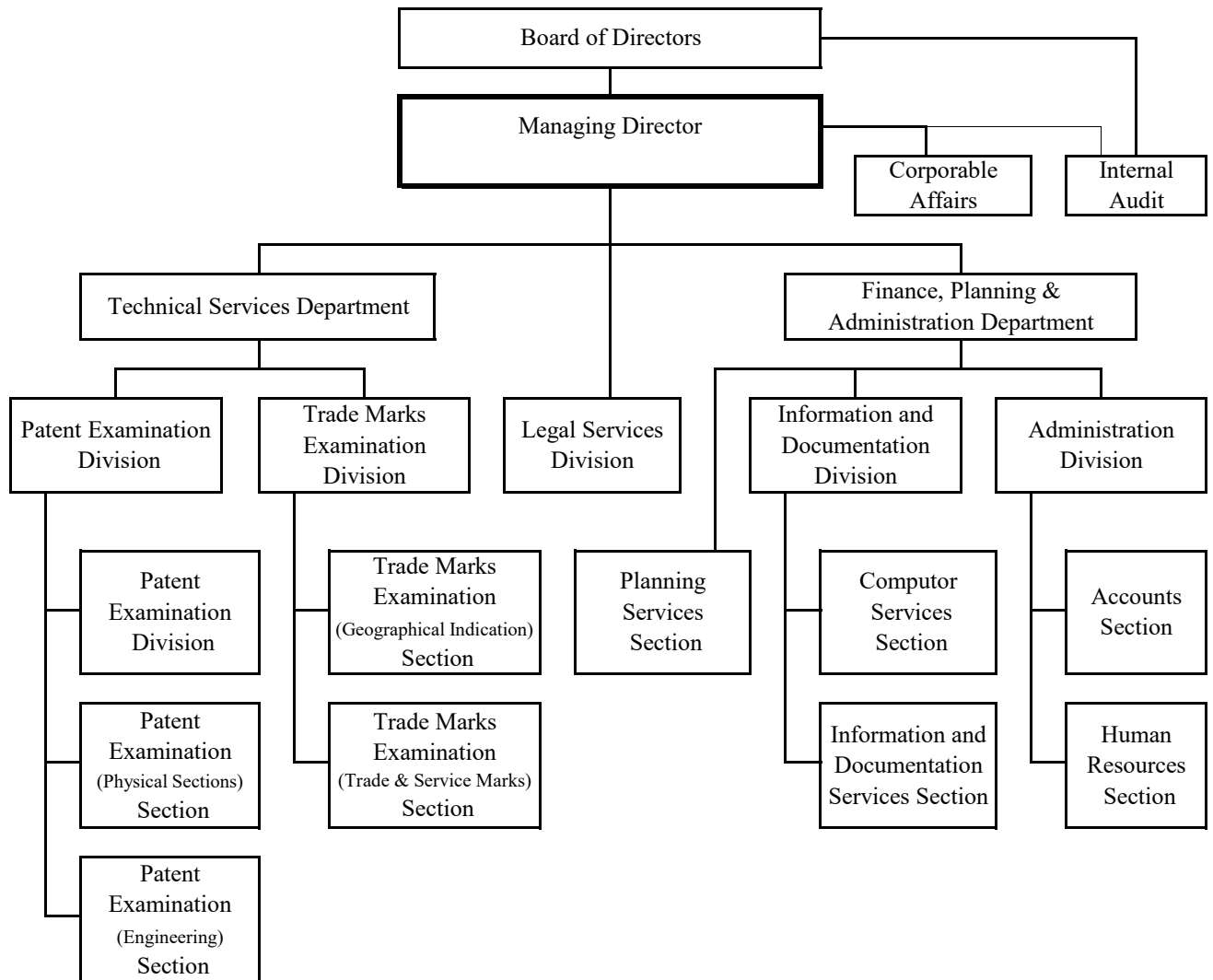
①国名	Republic of Kenya (KE) (ケニア共和国)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	178	286	335	376
		(内 外国出願)	43	42	41	35
		(内 日本から)	7	4	1	
		(内 PCTルート)	38	38	36	31
	実用新案	全数	153	178	212	211
		(内 外国出願)	1	1		
	意匠	全数	148	177	165	239
		(内 外国出願)	7	7	11	19
		(内 日本から)	1		1	
	商標	全数	6,787	6,972	7,211	6,818
		(内 外国出願)	3,112	3,317	3,308	3,001
		(内 日本から)	90	39	36	41
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	43	26	28	35
		(内 外国出願)	32		23	20
		(内 日本から)	4		9	
		(内 PCTルート)	32	15	22	
	実用新案	全数	79	32	32	54
		(内 外国出願)			1	
	意匠	全数	72	135	76	188
		(内 外国出願)	12	10	2	9
		(内 日本から)				
	商標	全数	2,228	5,865	6,838	5,839
		(内 外国出願)	2,228	3,241	3,810	3,018
		(内 日本から)	77	56	73	52
出典: WIPO IP Statistics						

①国名

Republic of Kenya (KE)
(ケニア共和国)

組 織

<組織図> 工業所有権協会(KIPI)は、Ministry of Trade and Industry (貿易産業省) の下部組織である。



(出典): KIPOのHP

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of Kenya (KE) (ケニア共和国)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2002年5月1日施行（2007年法律No.71により改正の2001年法律No.3(Ch. 509)）
	③地理的効力の範囲	ケニア国内のみ。 （産業財産法第58条(2)）
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) （産業財産法第30条(1)、(4)）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ケニアに非居住の出願人は、ケニアに居住の公認の代理人を選任しなければならない。 （産業財産法第34条(2)）
	⑦出願言語	英語。(英語以外の書類は英語の翻訳を同時に提出しなければならない) （産業財産法規則第17条(2)）
	⑧特許権の存続期間及び起算日	登録日から効力を有し、出願日から20年 （産業財産法第60条）
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 （産業財産法第23条(2)）
	⑩グレースピリオド	次の事項が規定されている。期間は、何れも開示日から12月。 (1) 発明者又は承継人の行為に起因する発明の開示 (2) 第三者による明らかな濫用に起因する発明の開示 （産業財産法第23条(4)）
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論、数学的な方法 (2) 事業を行い、純粋に精神的な行為をし又はゲームをするための計画、規則又は方法 (3) 手術又は治療による、人間又は動物の処置方法、及び人間又は動物の診断方法(それらの方法に用いる製品を除く) (4) 単なる情報の提示 (5) 健康関連問題担当の大臣が、儒ア第名健康上の危険又は生命を脅かす病として指定するものの防止、又は治療に用いられる物質を使用する、公衆健康関連の方法 （以上、産業財産法第21条） (6) 種・植物名法に規定する植物品種(生物工学的方法による場合を除く) (7) 公序良俗、公衆の健康もしくは安全、人道主義の原則、及び環境の保護に反する発明 （以上、産業財産法第26条）
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。特許出願は、方式要件、発明の単一性が適正であると認められるときは、KIPO長官は出願人に対して当該出願を「国際型調査」の対象とするべき旨を指示する。その後、出願人は手数料を納付して「国際型調査」を請求する。この「国際型調査」に関する報告及び関連する次の書類は、KIPIへの提出が求められる。その後、実体審査が行なわれる。 (i) 当該出願の発明について他国又は広域工業所有権庁に行った出願の出願日、出願番号 (ii) 当該出願に関する調査又は審査の結果について出願人が受理した通信文の写 (iii) 付与された特許証の写 (iv) 当該出願を拒絶する最終決定 (v) 当該出願に付与された特許を無効とする決定の写 (vi) 同一の発明について他の機関の対応する出願に関する調査、又は審査結果について出願人が受領した通信文の写 （産業財産法第41条、第43条）
	⑬審査請求制度の有無	有。特許出願が方式要件を満たしており、当該出願がKIPIが指定する実体審査の対象となる技術分野に該当しないとき、当該出願の出願人は、当該出願の出願日から3年以内に当該出願の実体審査を求める請求を提出することができる。 （産業財産法第44条(1)～(6)）
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。

①国名	Republic of Kenya (KE) (ケニア共和国)																																														
⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後、公報により公開される。 (産業財産法第42条(1))																																														
⑯異議申立制度の有無	無。 (産業財産法第44条、第45条)																																														
⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は、特許の無効を、登録の公告日から9月以内に審判所に請求することができる。 (産業財産法第103条(1)、(2))																																														
⑱実施義務	有。出願日から4年又は登録日から3年の何れか遅い日までに不実施のときは、強制実施権設定の対象となる。 (産業財産法第72条(1))																																														
⑲費用 単位 KES (ケニア・シリング) 100 KES = 0.96 US\$ (2018年1月時)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="320 472 1441 696"> <tr> <td>出願料 (仮明細書)</td> <td>1,000 KES<国内在住者></td> <td>50 US\$<在外者></td> </tr> <tr> <td>(完全明細書)</td> <td>3,000 KES<国内在住者></td> <td>150 US\$<在外者></td> </tr> <tr> <td colspan="3">10超の各クレームに対する付加料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100 KES<国内在住者></td> <td>20 US\$<在外者></td> </tr> <tr> <td>公開手数料</td> <td>3,000 KES<国内在住者></td> <td>150 US\$<在外者></td> </tr> <tr> <td>審査請求料</td> <td>5,000 KES<国内在住者></td> <td>250 US\$<在外者></td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td>3,000 KES<国内在住者></td> <td>150 US\$<在外者></td> </tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="320 741 1441 1003"> <thead> <tr> <th>年金</th> <th><国内在住者>/<在外者></th> <th><国内在住者>/<在外者></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年-7年次</td> <td>2,000KES / 300US\$(毎年)</td> <td>14年次 16,000KES / 800US\$</td> </tr> <tr> <td>8年次</td> <td>6,000KES / 300US\$</td> <td>15年次 18,000KES / 900US\$</td> </tr> <tr> <td>9年次</td> <td>7,000KES / 350US\$</td> <td>16年次 20,000KES / 1,000US\$</td> </tr> <tr> <td>10年次</td> <td>8,000KES / 400US\$</td> <td>17年次 30,000KES / 1,500US\$</td> </tr> <tr> <td>11年次</td> <td>10,000KES / 500US\$</td> <td>18年次 35,000KES / 1,750US\$</td> </tr> <tr> <td>12年次</td> <td>12,000KES / 600US\$</td> <td>19年次 40,000KES / 2,000US\$</td> </tr> <tr> <td>13年次</td> <td>14,000KES / 700US\$</td> <td>20年次 50,000KES / 2,500US\$</td> </tr> </tbody> </table>		出願料 (仮明細書)	1,000 KES<国内在住者>	50 US\$<在外者>	(完全明細書)	3,000 KES<国内在住者>	150 US\$<在外者>	10超の各クレームに対する付加料				100 KES<国内在住者>	20 US\$<在外者>	公開手数料	3,000 KES<国内在住者>	150 US\$<在外者>	審査請求料	5,000 KES<国内在住者>	250 US\$<在外者>	登録料	3,000 KES<国内在住者>	150 US\$<在外者>	年金	<国内在住者>/<在外者>	<国内在住者>/<在外者>	2年-7年次	2,000KES / 300US\$(毎年)	14年次 16,000KES / 800US\$	8年次	6,000KES / 300US\$	15年次 18,000KES / 900US\$	9年次	7,000KES / 350US\$	16年次 20,000KES / 1,000US\$	10年次	8,000KES / 400US\$	17年次 30,000KES / 1,500US\$	11年次	10,000KES / 500US\$	18年次 35,000KES / 1,750US\$	12年次	12,000KES / 600US\$	19年次 40,000KES / 2,000US\$	13年次	14,000KES / 700US\$	20年次 50,000KES / 2,500US\$
出願料 (仮明細書)	1,000 KES<国内在住者>	50 US\$<在外者>																																													
(完全明細書)	3,000 KES<国内在住者>	150 US\$<在外者>																																													
10超の各クレームに対する付加料																																															
	100 KES<国内在住者>	20 US\$<在外者>																																													
公開手数料	3,000 KES<国内在住者>	150 US\$<在外者>																																													
審査請求料	5,000 KES<国内在住者>	250 US\$<在外者>																																													
登録料	3,000 KES<国内在住者>	150 US\$<在外者>																																													
年金	<国内在住者>/<在外者>	<国内在住者>/<在外者>																																													
2年-7年次	2,000KES / 300US\$(毎年)	14年次 16,000KES / 800US\$																																													
8年次	6,000KES / 300US\$	15年次 18,000KES / 900US\$																																													
9年次	7,000KES / 350US\$	16年次 20,000KES / 1,000US\$																																													
10年次	8,000KES / 400US\$	17年次 30,000KES / 1,500US\$																																													
11年次	10,000KES / 500US\$	18年次 35,000KES / 1,750US\$																																													
12年次	12,000KES / 600US\$	19年次 40,000KES / 2,000US\$																																													
13年次	14,000KES / 700US\$	20年次 50,000KES / 2,500US\$																																													
⑳料金減免措置の有無	有。料金を支払うことができない個人は料金の全部又は一部が免除される。																																														
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																																														

国名	Republic of Kenya (KE) (ケニア共和国)	
実用新案 制度	②最新実新案法の施行年月日	2002年5月1日施行 (2007年法律No.7により改正の2001年法律No.3(Ch. 509))
	③地理的効力の範囲	ケニア国内のみ。 (産業財産法第58条(2)、第81条(1))
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (産業財産法第30条(1)、(4)、第81条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ケニアに非居住の出願人は、ケニアに居住の公認の代理人を選任しなければならない。 (産業財産法第34条(2)、第81条(1))
	⑦出願言語	英語。(英語以外の書類は英語の翻訳を同時に提出しなければならない) (産業財産法規則第17条(2)、第81条(1))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	登録日から10年。 (産業財産法第82条(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (産業財産法第23条(2)、第81条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は、開示日から12月。 (1) 発明者又は承継人の行為に起因する考案の開示 (2) 第三者による明らかな濫用起因する考案の開示 (産業財産法第23条(4)、第81条(1))
	⑪不登録対象	(1) 純粋な精神的行為又は遊戯の実施 (2) 発見、科学理論、数学的な方法、営業活動を行なうための計画、規則又は方法 (3) 人間又は動物の身体の外科的又は治療的処置並びにそれに関連して行なわれる診断方法。 (4) 植物品種(植物の一部又はバイオ技術関連の方法による産物を除く) (5) 情報の単なる提示 (6) 公序良俗、公衆衛生及び考案、人道的原則又は環境保護に反する考案 (7) 保険大臣が特許を受けることができないと宣言した考案 (産業財産法第21条、同法第26条、第81条(1))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。※方式要件についての審査が行われる。 (産業財産法第41条、第81条(1)、第82条(2))
	⑬審査請求制度の有無	無。 (産業財産法第44条、第81条(1)、第82条(2))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後、公報により公開される。 (産業財産法第42条(1)、第81条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、実用新案の無効は、登録の公告日から9月以内に裁判所に提訴することができる。 (産業財産法第103条(1)、(2))
	⑱実施義務	有。出願日から4年又は登録日から3年の何れか遅い日まで不実施のときは、何人も強制実施権設定の特許庁に申請することができる。 (産業財産法第72条(1)、第81条(1))

国名	Republic of Kenya (KE) (ケニア共和国)			
⑱費用 単位 KES (ケニア・シリング)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (仮明細書) 500 KES<国内在住者> 50 US\$<在外者> (完全明細書) 1,000 KES<国内在住者> 50 US\$<在外者> 10超の各クレームに対する付加料 100 KES<国内在住者> 20 US\$<在外者> 出願に係る1年目の後の年金 1,000 KES<国内在住者> 50 US\$<在外者> 公開手数料 3,000 KES<国内在住者> 150 US\$<在外者> 登録料 3,000 KES<国内在住者> 150 US\$<在外者>			
		[実用維持新案権に掛かる費用] 年金 <国内在住者>/<在外者> <国内在住者>/<在外者>	1年次 1,000KES / 50US\$ 6年次 3,500KES / 175US\$	
			2年次 1,500KES / 75US\$ 7年次 4,000KES / 200US\$	
			3年次 2,000KES / 100US\$ 8年次 4,500KES / 225US\$	
			4年次 2,500KES / 125US\$ 9年次 5,000KES / 250US\$	
			5年次 3,000KES / 150US\$ 10年次 5,500KES / 275US\$	
			⑳料金減免措置の有無	有。料金を支払うことができない個人は料金の全部又は一部が免除される。
			㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Kenya (KE) (ケニア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2002年5月1日施行 (2007年法律No.7により改正の2001年法律No.3(Ch. 509))
	③地理的効力の範囲	ケニア国内のみ。 (産業財産法第92条(1)、(2))
	④他国制度との関係	ケニアは、アフリカ広域工業所有権機関(ARIPO)の加盟国であり、また1982年のハラレ議定書の適用を受けている。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (産業財産法第85条(1)、第30条(1)、(4))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ケニアに非居住の出願人は、ケニアに居住の公認の代理人を選任しなければならない。 (産業財産法第34条(2)、第81条)
	⑦出願言語	英語。(英語以外の書類は英語の翻訳を同時に提出しなければならない)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録日となる出願日又優先日から5年。その後、5年ずつ2回延長できる。(最長15年) (産業財産法第88条(1)、(2)、第87条(9))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (産業財産法第86条(2))
	⑩「グレースピリオド」	有。次の事項が規定されている。期間は何れも開示日から12月。 (1) 発明者又は承継人の行為に起因する意匠の創作の開示 (2) 第3者による明らかな濫用に起因する意匠の創作の開示 (産業財産法第23条(4)、第86(3))
	⑪不登録対象	次の事項が定められている。 (1) 公序良俗、公衆衛生及び公安、人道的原則又は環境保護に反する意匠 (産業財産法第86条(4))
(2) 著作権法で保護されている意匠(産業財産規則第46条)		
⑫実体審査の有無	有。 (産業財産法第87条(8))	
⑬審査請求制度の有無	無。	
⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
⑮部分意匠制度の有無	有。物品の部分についての意匠は、製品の場合と同様に、次の登録要件を満たすときは保護される。	
	(1) 当該部品の形状、模様又はその他の特徴が新規であること (2) 当該部品の形状、模様又はその他の特徴が特別な外観を有し、工業品又は手工芸品の型として利用できるものであること (産業財産法第84条)	
⑯関連意匠制度の有無	無。	
⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (知財法第87条(4))	
⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(知財法第87条(4)) (注) ケニアは、ロカルノ協定は署名してはいるが、未だ未発効である。	
⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件を満たしているときは公告(公開)される。 (産業財産法規則第48条(1))	
⑳秘密意匠制度の有無	無。	
㉑異議申立制度の有無	有。意匠登録後、意匠登録の公告日から60日以内に、何人も、異議申立何人を行うことができる。(産業財産法規則49条、50条、産業財産法第87条(8)、(9)、第91条(1))	
㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は意匠の無効を、登録の公告日から9月以内に審判所に請求することができる。	
	(産業財産法第103条(2))	

①国名	Republic of Kenya (KE) (ケニア共和国)	
	②登録表示義務	無。
	④費用 単位 KES (ケニア・シリング)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 3,000 KES<国内在住者> 150 US\$<在外者> 公告料 3,000 KES<国内在住者> 150 US\$<在外者> 登録料 1,000 KES<国内在住者> 50 US\$<在外者> [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間の更新料 10,000 KES<国内在住者> 500 US\$<在外者>
	⑤料金減免措置の有無	有。料金を支払うことができない個人は料金の全部又は一部が免除される。

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of Kenya (KE) (ケニア共和国)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2002年8月23日施行(2007年法律No.7により改正の2002年法律第4号(Cap. 506))
	③地理的効力の範囲	ケニア国内のみ。 (商標法第2条(1))
	④他国制度との関係	無。ケニアはARIPO加盟国であるが、バンジュールプロトコルを批准していないため、ARIPOを利用しての商標登録はできない。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、証明商標、防護商標 (商標法第6条(1)、第40条、第40A条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、色彩商標 (商標法第2条、第19条)
	⑦出願人資格	標章を使用しているか又はその使用を意図している者(自然人、法人) (商標法第20条(1)、商標規則21(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第15条(1)、(2))
	⑨本国登録要件	
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ケニアに非居住の出願人は、ケニア国内に送達先を定めなければならない、ケニアに居住の公認の代理人を選任しなければならない。(商標法第64条)
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。その後、10年ごとに更新できる。 (商標法第23条(1)、(2))
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。(商標法第59条) (1) 国旗、紋章及び名称に関する法律第2条に規定の紋章 (2) ケニア大統領が定めた栄誉、賞もしくは称号又はこれらの略号 (3) 外国又は国際政府間機関の紋章、記章又は旗 (4) 外国の栄誉、賞若しくは称号又はこれらの略号 (5) 国際政府間機関の名称又はその略号 (6) クレスト、紋章、記章、騎士勲章、勲章、あるいは都市、自治町村、町若しくは地域の、又は協会、会社、団体目視は個人の旗の形による表示 (7) オリンピックのシンボルマーク
	⑮防護標章制度の有無	有。 (商標法第30条(1)、(2))
	⑯周知商標制度の有無	有。商標法には周知商標の定義は示されていないが、パリ条約及びTRIPS協定の下で周知商標として保護される商標はケニアにおいても保護される。この保護を受けるためには、商標の所有者は、条約国の領域内に住所又は真正な工業上又は商業上の営業所を有するものであることが必要である。この場合、ケニア国内において事業を行っているか、又は営業権を有しているかどうかは問われない。 (商標法第15条(1)、(2))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第6条(2))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。出願は、登録可能性、先の登録及び出願との抵触について審査が行われる。 (商標法第20条(2))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、商標の登録出願が容認されると公告(公開)される。 (商標法第21条(1))
	㉒異議申立制度の有無	有。出願の公告(公開)の日から60日以内に何人も異議申立を行うことができる。 (商標法第21条(2)、商標規則46)
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (商標法第36条)

①国名	Republic of Kenya (KE) (ケニア共和国)	
⑭不使用取消制度の有無	有。5年。登録から5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第29条(1)(b))	
⑮商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。 (商標法第6条(2))	
⑯図形要素の分類	無。	
⑰譲渡要件	無。商標は、事業とは関係なく譲渡できる。	
⑱費用 単位 KES (ケニア・シリング)	[出願から登録までにかかる費用] 出願料 <国内在住者>/<在外者> 最初の分類につき 4,000KES / 200US\$ 1超の各分類につき 3,000KES / 150US\$ 登録料 <国内在住者>/<在外者> 最初の分類につき 2,000KES / 150US\$ 1超の各分類につき 1,500KES / 100US\$ [商標権維持にかかる費用] 存続期間更新料 <国内在住者>/<在外者> 最初の分類につき 4,000KES / 200US\$ 1超の各分類につき 3,000KES / 150US\$	
⑲料金減免措置の有無	無。	
	(This section is intentionally left blank for additional information or specific details.)	